

つくばみらい市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市部設置条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市部設置条例（平成18年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ク中「下水道」を「下水道（公共下水道事業を除く。）」に改める。

(つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公営企業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「公営企業管理者」という。）」に改める。

(つくばみらい市情報公開条例の一部改正)

第3条 つくばみらい市情報公開条例（平成18年つくばみらい市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改め、「，水道事業管理者」を削る。

(つくばみらい市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改め、「，水道事業管理者」を削る。

(つくばみらい市特別会計条例の一部改正)

第5条 つくばみらい市特別会計条例（平成18年つくばみらい市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

(つくばみらい市下水道条例の一部改正)

第6条 つくばみらい市下水道条例（平成18年つくばみらい市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条の2第1項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第2条の4第3号、同条第5号、第2条の5第1号及び第2条の6第2号中「規則で」を「市長が」に改める。

第4条第2号中「規則の」を「市長が」に改める。

第5条第1項、第6条第5項及び第6条の4第4項中「規則で」を「市長が」に改める。

第6条の5中「規則」を「規程」に改める。

第6条の6中「その他規則で」を「その他市長が」に、「規則」を「規程」に改める。

第6条の7第1項第6号及び第6条の12中「規則」を「規程」に改める。

第7条第3項、第8条第1項、第9条第2項、第10条第2項、同条第4項、第16条の3第6号、第20条第2項及び第25条中「規則で」を「市長が」に改める。

(つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

(つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第127号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用海域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業（農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業を除く。）をいう。以下同じ。）を設置する。

第1条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、つくばみらい市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公共下水道事業の名称、排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 名称 つくばみらい市公共下水道

(2) 排水区域 つくばみらい市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域

(3) 排水人口 18,093人

(4) 1日最大処理能力 9,535立方メートル

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条及び第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(つくばみらい市水道運営審議会条例の一部改正)

第9条 つくばみらい市水道運営審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業の管理者を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(つくばみらい市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第11条 つくばみらい市水道事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(つくばみらい市水道事業給水条例の一部改正)

第12条 つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第3条中「水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(つくばみらい市水道水源保護条例の一部改正)

第13条 つくばみらい市水道水源保護条例(平成18年つくばみらい市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

(つくばみらい市下水道審議会条例の一部改正)

第14条 つくばみらい市下水道審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業」を「下水道事業(公共下水道事業をいう。以下同じ。)」に改め、「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

(つくばみらい市公共下水道事業基金条例の一部改正)

第15条 つくばみらい市公共下水道事業基金条例(平成25年つくばみらい市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「つくばみらい市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「つくばみらい市下水道事業会計予算」に改める。

第5条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対してされている申請その他の手続き及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、相当規定により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して管理者からなされた処分その他の行為とみなす。

令和元年8月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

公共下水道事業を地方公営企業法（昭和27年法律第297号）の全部適用することに伴い、関係条例について整理等を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

つくばみらい市部設置条例(平成18年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市建設部 ア～キ (略)</p> <p>ク <u>下水道</u>(公共下水道事業を除く。)に関すること。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市建設部 ア～キ (略)</p> <p>ク <u>下水道</u>に関すること。</p>

つくばみらい市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第8号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関 議会、執行機関、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「公営企業管理者」という。), これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市の機関 議会、執行機関、<u>公営企業管理者</u> _____, これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例の規定上独立に権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(3)～(10) (略)</p>

つくばみらい市情報公開条例(平成18年つくばみらい市条例第9号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)</u>, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長</u>_____教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, <u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

つくばみらい市個人情報保護条例(平成18年つくばみらい市条例第11号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)</u>, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>市長</u>_____教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会, <u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2)～(11) (略)</p>

つくばみらい市特別会計条例(平成18年つくばみらい市条例第40号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)・(2) (略)	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に掲げる事業等の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)・(2) (略) (3) <u>つくばみらい市公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u>
(削る)	

つくばみらい市下水道条例(平成18年つくばみらい市条例第104号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
(削る)	<p>(設置)</p> <p><u>第1条の2 公衆衛生の向上及び公共用海域の水質の保全に資するため, 公共下水道を設置する。</u></p> <p>2 <u>公共下水道の名称は, 次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>つくばみらい市公共下水道</u></p>
(代理人及び総代人)	<p>(代理人及び総代人)</p>
<p>第2条の2 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下「排水設備等」という。)の所有者, 占有者又は管理者が市内に居住しないときは, 法令及びこの条例に定める事項を処理させるため, 市内に居住する代理人を定めて<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第2条の4 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第2条の6において同じ。)に共通する構造の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>市長が定めるものを除く</u>。)にあっては, 覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止</p>	<p>第2条の2 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下「排水設備等」という。)の所有者, 占有者又は管理者が市内に居住しないときは, 法令及びこの条例に定める事項を処理させるため, 市内に居住する代理人を定めて<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第2条の4 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第2条の6において同じ。)に共通する構造の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>規則で定めるものを除く</u>。)にあっては, 覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止</p>

し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の市長が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の5 排水施設の構造の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、市長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第2条の6 第2条の4に定めるものほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう市長が定める措置が講ぜられていること。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備義務者が排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところ

し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の5 排水施設の構造の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2)～(5) (略)

(処理施設の構造の基準)

第2条の6 第2条の4に定めるものほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備義務者が排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところ

によらなければならない。

(1) (略)

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市長が定めるものによること。

(3)・(4) (略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備義務者が前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するか否かについて市長が定めるところにより、申請書に必要書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に關し、技能を有するものとして指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。

2~4 (略)

5 指定工事店に關し必要な事項は、市長が定める。

(指定工事店証等の交付)

第6条の4 市長は、指定工事店として指定を行った者に対し、下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を

によらなければならない。

(1) (略)

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3)・(4) (略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備義務者が前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するか否かについて規則で定めるところにより、申請書に必要書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に關し、技能を有するものとして指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときはこの限りでない。

2~4 (略)

5 指定工事店に關し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店証等の交付)

第6条の4 市長は、指定工事店として指定を行った者に対し、下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を

交付する。

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、市長が定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条の5 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程の定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を行わなければならない。

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規程で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は2年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 正当な理由がなく、この条例又は規程その他の法律に基づいて行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。

(7)・(8) (略)

2・3 (略)

(指定工事店の責務)

交付する。

2・3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条の5 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を行わなければならない。

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は2年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 正当な理由がなく、この条例又は規則その他の法律に基づいて行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。

(7)・(8) (略)

2・3 (略)

(指定工事店の責務)

第6条の12 指定工事店が、規程に規定する指定工事店の責務に違反して改修工事を行わなかったとき、又は検査の結果に基づいて指定された補修工事を行わなかったときは、市がこれを行うものとし、指定工事店は、当該工事に要する費用を市に弁償しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市職員の検査を受けなければならない。

2 (略)

3 前項の検査済証の様式は、市長が定める。

(除害施設の新設等の届出)

第8条 除害施設の新設等を行おうとする者は、工事着手前に市長が定めるところにより当該工事計画を市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(承継)

第9条 前条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る除害施設の所有権又は使用の権利を承継取得した者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位の承継をした者は、その承継があった日から10日以内に市長が定めるところにより、その旨を市長に届

第6条の12 指定工事店が、規則に規定する指定工事店の責務に違反して改修工事を行わなかったとき、又は検査の結果に基づいて指定された補修工事を行わなかったときは、市がこれを行うものとし、指定工事店は、当該工事に要する費用を市に弁償しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市職員の検査を受けなければならない。

2 (略)

3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

(除害施設の新設等の届出)

第8条 除害施設の新設等を行おうとする者は、工事着手前に規則で定めるところにより当該工事計画を市長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(承継)

第9条 前条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る除害施設の所有権又は使用の権利を承継取得した者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位の承継をした者は、その承継があった日から10日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届

け出なければならない。

(除害施設管理責任者の選任)

第10条 除害施設を設置した者は、当該除害施設によって、安定した水質の確保と施設の維持管理業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任しなければならない。

2 前項の規定により、除害施設管理責任者を選任したときは、市長が定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

3 (略)

4 前3項に定めるものほか、除害施設管理責任者の業務その他必要な事項は、市長が定める。

第16条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう市長が定める措置を講ずること。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の申請書の様式は、市長が定める。

(委任)

け出なければならない。

(除害施設管理責任者の選任)

第10条 除害施設を設置した者は、当該除害施設によって、安定した水質の確保と施設の維持管理業務を担当させるため、除害施設管理責任者を選任しなければならない。

2 前項の規定により、除害施設管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

3 (略)

4 前3項に定めるものほか、除害施設管理責任者の業務その他必要な事項は、規則で定める。

第16条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(行為の許可)

第20条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の申請書の様式は、規則で定める。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

つくばみらい市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第105号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(取手地方広域下水道組合整備区域を除く。以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)</u>は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施工に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるとときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(取手地方広域下水道組合整備区域を除く。以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。</p> <p>2 市長 _____は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施工に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるとときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p>

つくばみらい市水道事業の設置等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第127号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
<p>つくばみらい市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、つくばみらい市水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)の設置等に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条の2 生活用水その他の净水を市民等に供給するため、水道事業を設置する。</u></p> <p>2 <u>都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業(農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業を除く。)をいう。以下同じ。)を設置する。</u></p> <p>(法の全部適用)</p> <p><u>第1条の3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 上下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>	<p>つくばみらい市水道事業 _____ の設置等に関する条例 (新設)</p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 生活用水その他の净水を市民等に供給するため、水道事業を設置する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 水道事業 _____ は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>

2 (略)

3 公共下水道事業の名称、排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 名称 つくばみらい市公共下水道

(2) 排水区域 つくばみらい市の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域

(3) 排水人口 18,093人

(4) 1日最大処理能力 9,535立方メートル

(組織)

第3条 法

第7条ただし書及び令

第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の権限に属する事務を処理させるため都市建設部に上下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならぬ上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)

2 (略)

(新設)

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の権限に属する事務を処理させるため都市建設部に上下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならぬ水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領での金額又はその目的物の価額が700万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領での金額又はその目的物の価額が700万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

つくばみらい市水道運営審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第128号)新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 水道の運営に関する事項について<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)の諮問に答え、また、必要があるときは市長に建議する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次の事項をつかさどる。</p> <p>(1) 水道の運営に関する事項について<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)の諮問に答え、また、必要があるときは市長に建議する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

つくばみらい市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第129号)新旧対照表(第10条関係)

改正案	現行
(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)の職のうち、その特殊性に基づき <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「市長」という。)が指定するものについて支給する。	(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)の職のうち、その特殊性に基づき <u>水道事業の管理者を行う市長</u> (以下「市長」という。)が指定するものについて支給する。

つくばみらい市水道事業分担金徴収条例(平成18年つくばみらい市条例第130号)新旧対照表(第11条関係)

改正案	現行
<p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第3条 前条に定める分担金は、工事申込みの際徴収する。ただし、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)が特別の理由があると認めたときは、工事申込後及び当該年度を超えない範囲で分割して徴収することができる。</p>	<p>(分担金の徴収方法)</p> <p>第3条 前条に定める分担金は、工事申込みの際徴収する。ただし、<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「市長」という。)が特別の理由があると認めたときは、工事申込後及び当該年度を超えない範囲で分割して徴収することができる。</p>

つくばみらい市水道事業給水条例(平成18年つくばみらい市条例第131号)新旧対照表(第12条関係)

改正案	現行
(定義) 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため <u>に水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「市長」という。ただし、第8章を除く。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。	(定義) 第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため <u>に水道事業の管理者の権限を行う市長</u> (以下「市長」という。ただし、第8章を除く。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

つくばみらい市水道水源保護条例(平成18年つくばみらい市条例第132号)新旧対照表(第13条関係)

改正案	現行
<p>(水道水源保護区域の指定)</p> <p>第6条 <u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)</u>は、水源の水質保全を図るために水道水源保護区域を指定することができる。</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>(水道水源保護区域の指定)</p> <p>第6条 <u>市長</u> _____は、水源の水質保全を図るために水道水源保護区域を指定することができる。</p> <p>2~5 (略)</p>

つくばみらい市下水道審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第160号)新旧対照表(第14条関係)

改正案	現行
(設置) 第1条 下水道事業(公共下水道事業をいう。以下同じ。)の円滑な運営を図るため_____，つくばみらい市下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。	(設置) 第1条 下水道事業_____の円滑な運営を図るため，地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき，つくばみらい市下水道審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務) 第2条 審議会は，水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)～(3) (略)	(所掌事務) 第2条 審議会は，市長_____の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項について審議する。 (1)～(3) (略)

つくばみらい市公共下水道事業基金条例(平成25年つくばみらい市条例第17号)新旧対照表(第15条関係)

改正案	現行
(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>つくばみらい市下水道事業会計予算</u> で定める額とする。	(積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、 <u>つくばみらい市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算</u> で定める額とする。
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>つくばみらい市下水道事業会計予算</u> に計上して、この基金に繰り入れるものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、 <u>つくばみらい市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算</u> に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
(繰替運用) 第5条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	(繰替運用) 第5条 市長_____は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。